

1-2) 市町村合併の状況

(平成22年3月28日現在)

※平成15年以降に行われた市町村合併の状況である。

注:番号は合併期日順

⑭ 東吾妻町
(吾妻町、東村)
◆法定協設置 17. 3. 8
◆方式 新設合併
◆合併期日 18. 3. 27
◆在任特例 13か月
◆議員定数 26人→20人
◆議員報酬 現行どおり
◆地域自治組織 地域審議会
◆人口 16, 847人
◆面積 254km²
◆広域圏組合 継続

⑨ 高崎市
(高崎市、倉渕村、箕郷町、群馬町、新町)
◆法定協設置 16. 9. 24(箕)
◆法定協設置 16. 9. 30
◆方式 編入合併
◆合併期日 18. 1. 23
◆在任特例 15か月
◆議員定数 98人→43人
(高32, 群5, 箕3, 新2, 倉1)
◆議員報酬 現行どおり
◆地域自治組織 地域審議会
◆人口 318, 176人
◆面積 307km²
◆広域圏組合 継続

⑮ 高崎市
(高崎市、榛名町)
◆法定協設置 18. 2. 8
◆方式 編入合併
◆合併期日 18. 10. 1
◆在任特例 7か月
◆議員定数 63人→46人
(高32, 倉1, 群5, 箕3, 新2, 榛3)
◆議員報酬 現行どおり
◆地域自治組織 地域審議会
◆人口 339, 932人
◆面積 401km²
◆広域圏組合 継続

⑰ 高崎市
(高崎市、吉井町)
◆法定協設置 20. 7. 2
◆方式 編入合併
◆合併期日 21. 6. 1
◆在任特例 22か月
◆議員定数 46人→41人
(高38, 吉3)
◆議員報酬 現行どおり
◆地域自治組織 地域審議会
◆人口 364, 919人
◆面積 459km²
◆広域圏組合 継続

⑪ 安中市
(安中市、松井田町)
◆法定協設置 16. 10. 1
◆方式 新設合併
◆合併期日 18. 3. 18
◆在任特例 13か月
◆議員定数 38人→28人
◆議員報酬 2段階
◆地域自治組織 設置せず
◆人口 63, 179人
◆面積 276km²
◆広域圏組合 継続

⑫ 富岡市
(富岡市、妙義町)
◆法定協設置 16. 8. 1
◆方式 新設合併
◆合併期日 18. 3. 27
◆在任特例 13か月
◆議員定数 35人→24人
◆議員報酬 富岡市に統一
◆地域自治組織 地域審議会
◆人口 53, 765人
◆面積 123km²
◆広域圏組合 継続

⑩ 渋川市
(渋川市、北橋村、赤城村、子持村、小野上村、伊香保町)
◆法定協設置 16. 9. 1
◆方式 新設合併
◆合併期日 18. 2. 20
◆在任特例 12か月
◆議員定数 92人→30人
◆議員報酬 現行どおり
◆地域自治組織 地域審議会
◆人口 87, 469人
◆面積 240km²
◆広域圏組合 継続

⑩ 中之条町
(中之条町、六合村)
◆法定協設置 21. 8. 27
◆方式 編入合併
◆合併期日 22. 3. 28
◆在任特例 14か月
◆議員定数 26人→18人
◆議員報酬 現行どおり
◆地域自治組織 設置せず
◆人口 19, 398人
◆面積 439km²
◆広域圏組合 継続

⑦ みなかみ町
(月夜野町、水上町、新治村)
◆法定協設置 16. 6. 18
◆方式 新設合併
◆合併期日 17. 10. 1
◆在任特例 7か月
◆議員定数 46人→23人
(月夜野10, 新治7, 水上6)
◆議員報酬 月夜野に統一
◆地域自治組織 設置せず
◆人口 23, 310人
◆面積 781km²
◆広域圏組合 継続

④ 沼田市
(沼田市、白沢村、利根村)
◆法定協設置 15. 8. 28
◆方式 編入合併
◆合併期日 17. 2. 13
◆在任特例 27か月
◆議員定数 48人→30人以内
◆議員報酬 現行どおり
◆地域自治組織 地域自治区
◆人口 53, 177人
◆面積 443km²
◆広域圏組合 継続

⑬ みどり市
(笠懸町、大間々町、東村)
◆法定協設置 16. 2. 23
◆方式 新設合併
◆合併期日 18. 3. 27
◆在任特例 13か月
◆議員定数 46人→22人
◆議員報酬 現行どおり
◆地域自治組織 設置せず
◆人口 52, 115人
◆面積 208km²
◆広域圏組合 解散

⑥ 桐生市
(桐生市、新里村、黒保根村)
◆法定協設置 16. 2. 1
◆方式 編入合併
◆合併期日 17. 6. 13
◆在任特例 23か月
◆議員定数 56人→31人
(桐生26, 新里4, 黒保1)
◆議員報酬 3段階
◆地域自治組織 地域審議会
◆人口 128, 037人
◆面積 275km²
◆広域圏組合 みどり市合併時に解散

⑤ 太田市
(太田市、尾島町、新田町、薮塚本町)
◆法定協設置 15. 12. 25
◆方式 新設合併
◆合併期日 17. 3. 28
◆在任特例 24か月
◆議員定数 74人→38人
◆議員報酬 2段階
◆地域自治組織 設置せず
◆人口 213, 299人
◆面積 176km²
◆広域圏組合 継続

③ 伊勢崎市
(伊勢崎市、赤堀町、東村、境町)
◆法定協設置 15. 8. 28
◆方式 新設合併
◆合併期日 17. 1. 1
◆在任特例 16か月
◆議員定数 84人→34人
◆議員報酬 統一
◆地域自治組織 設置せず
◆人口 202, 447人
◆面積 139km²
◆広域圏組合 解散

② 前橋市
(前橋市、大胡町、宮城村、粕川村)
◆法定協設置 15. 4. 17
◆方式 編入合併
◆合併期日 16. 12. 5
◆在任特例 3か月
◆議員定数 85人→46人
(前36, 大5, 粕3, 宮2)
◆議員報酬 2段階
◆地域自治組織 地域審議会
◆人口 318, 584人
◆面積 241km²
◆広域圏組合 解散

⑧ 藤岡市
(藤岡市、鬼石町)
◆法定協設置 16. 7. 21
◆方式 編入合併
◆合併期日 18. 1. 1
◆在任特例 16か月
◆議員定数 35人→30人以内
◆議員報酬 現行どおり
◆地域自治組織 地域審議会
◆人口 69, 288人
◆面積 180km²
◆広域圏組合 継続

① 神流町
(万場町、中里村)
◆法定協設置 13. 12. 3
◆方式 新設合併
◆合併期日 15. 4. 1
◆地域審議会 設置せず
◆在任特例 23か月
◆議員定数 21人→12人
◆議員報酬 万場町に統一
◆地域自治組織 設置せず
◆人口 2, 757人
◆面積 115km²
◆広域圏組合 継続

⑩ 前橋市
(前橋市、富士見村)
◆法定協設置 20. 1. 15
◆方式 編入合併
◆合併期日 21. 5. 5
◆在任特例 なし
◆議員定数 46人→49人
(前46, 富3)
◆議員報酬 統一
◆地域自治組織 地域審議会
◆人口 340, 904人
◆面積 312km²
◆広域圏組合 前回合併時解散

協議項目	事例数
合併方式	新設 ⑨ 編入 ⑨
議員身分特例	在任特例 ⑦ 定数特例 ②
議員報酬	統一 ⑥ 現行どおり ⑦ 複数段階 ⑤
地域自治組織	地域自治区 ① 地域審議会 ⑩ 設置せず ⑦